

江田島市教育委員会会議録

平成28年4月19日（火）平成28年第6回教育委員会会議定例会を大柿公民館大会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 9時30分
閉会 午前 9時54分

2 出席委員（5名）

委員長	三島雅司
委員長職務代理者	樋上美由紀
委員	柳川政憲
委員	今井絵里子
教育長	塚田秀也

3 出席説明員

教育次長	小栗賢
学校教育課長	畠藤邦子
生涯学習課長	仁井雄一
西能美学校給食共同調理場総括場長	森脇正明
江田島図書館長兼能美図書館長	木場久仁子

4 事務局

学校教育課
課長補佐 中本 陽子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第8号 江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について
- (4) 承認第7号 江田島市安全運転管理規程の一部を改正する訓令について
- (5) 承認第8号 教育委員会の附属機関の委員の委嘱について

(6) 承認第9号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について

(7) その他

7 議事の概要

○ 三島委員長

ただいまから、第6回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○ 三島委員長

審議に入る前に、承認第8号並びに承認第9号については、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

それでは、お諮りいたします。

承認第8号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」並びに承認第9号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の、挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

○ 三島委員長

挙手全員と認めます。

従いまして、承認第8号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」並びに承認第9号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 三島委員長

日程第1、「教育長報告」を行います。

○ 三島委員長

塚田教育長から報告事項がありますので、報告をしていただきます。

○ 塚田教育長

「教育長報告」

(省 略)

○ 三島委員長

以上で、教育長報告を終わります。

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第17条第2項の規定により、今回の署名委員は樋上委員にお願いし、次回からは、柳川委員、今井委員の順にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

日程第3、議案第8号「江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

ただ今上程されました議案第8号「江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について」でございます。

3ページをお開きください。

介護休暇制度の改正に伴い、現行訓令の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年教育委員会規則第4号)第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

○ 教育次長

ただ今上程されました議案第8号「江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案」について、説明いたします。

議案書4ページから6ページに改正条文を、7ページに新旧対照表を、8ページから10ページに現行と改正案の様式を添付しております。

初めに主な改正内容を説明させていただき、その後に議案の説明をいたします。

まず、今回の改正理由は、広島県の「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年広島県条例第5号)」等の一部が改正されたことに伴い、「江田島市立小中学校職員の服務規程」の一部を改正するものです。

主な改正内容は、現行の介護休暇を受けた後において、要介護者の介護を必要とする状態が継続している場合に、最長2年6月の介護休暇を取得することができるということです。

議案書7ページの参考資料をご覧ください。

この介護休暇の承認を受けようとする場合の請求日が、現行では、第6条第5項、承認を受けようとする期間の始まる日の1週間前の日、だったのですが、改正により、第

6条第5項にそれぞれ第1号であれば1週間前の日、第2号であれば1月前の日とし、様式も第6項で改正し、8ページの現行のものが、第1号であれば、9ページの改正案に、第2号であれば10ページの改正案になるというものです。

最後に、6ページの附則で、この訓令の施行日は空白になっていますが、これは、訓令が「定めるもの」であって、公布形式を取る規則とは異なり、施行日を「公布の日」とできないためです。よって、施行日に関しては、訓令を定める日、いわゆる発番を取る日を施行日とさせていただきます。

なお、この訓令は、平成28年4月1日から適用することとしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 三島委員長

介護休暇が3年とれるということですね。

○ 教育次長

はい。

○ 三島委員長

他にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは、本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第8号「江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について」は、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第4、承認第7号「江田島市安全運転管理規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

ただ今上程されました承認第7号「江田島市安全運転管理規程の一部を改正する訓令について」でございます。

11ページをお開きください。

平成28年度組織再編に伴い、現行訓令の一部を改正する必要があったため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第5条第1項の規定に基づいて、臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、委員会へ報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

○ 教育次長

ただ今上程されました承認第7号「江田島市安全運転管理規程の一部を改正する訓令について」説明いたします。

議案書12ページに改正された訓令の写しを添付しております。

今回の改正内容は、組織再編に伴い、江田島市安全運転管理規程の第5条第2項の「産業部農林水産課長」を「産業部産業企画課長」に改めるものでございます。

附則として、この訓令は、平成28年4月1日から施行するとなっております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは、本件の審議を終わります。

採決に移ります。承認第7号「江田島市安全運転管理規程の一部を改正する訓令について」は、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○ 三島委員長

日程第5、承認第8号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 三島委員長

日程第6, 承認第9号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 三島委員長

以上で, 本日の会議に付された審議事項は, すべて終了しました。

「その他」

その他では, 次の項目について報告を行いました。

(1) 生徒指導上の諸問題等集計について (3月分)

次の教育委員会会議は5月16日(月)午前9時30分から大柿公民館大会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により, ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員